

# 韓国知的財産ニュース 2021年9月後期

(No. 447)

発行年月日：2021年10月5日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、9月16日から30日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2112665）
- 1-2 発明振興法施行令の一部改正令（案）再立法予告  
（特許庁公告第2021-233号）
- 1-3 出願人による過ちの救済および知的財産権獲得の機会を拡大するための、特許法・商標法・デザイン保護法の改正案が国会本会議を通過

### 関係機関の動き

- 2-1 韓-欧州審判院、オンラインプラットフォーム上の商標使用に関する紛争処理基準について議論
- 2-2 「2021女性発明王 EXPO」、9月28日にオンライン開催
- 2-3 知的財産に投資するクラウドファンディングの第2号商品を発売
- 2-4 技術覇権時代、政府の対応方向を確立するための国会政策討論会を開催
- 2-5 韓国特許庁、行政安全部主管の「第4回革新現場のリレー」を開催
- 2-6 特許庁、アイデアと知的財産で武装した未来の産業人材を育成

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 コロナから逃げて外に、キャンプに行きましょう

### その他一般

- 5-1 韓国、グローバル・イノベーション指数で世界5位、アジア1位!
- 5-2 特許技術により週末農園も家の中で
- 5-3 コロナ禍にも関わらず知的財産権の国際出願は活発

## 法律、制度関連

### 1-1 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2112665）

議案情報システム（2021.9.24.）

#### 提案理由及び主要内容

第四次産業革命時代では、特許、実用新案、デザイン又は商標（以下、特許等）のような産業財産権が企業の主要な資産になる。

そのため、政府と銀行は、特許等に基づいて資金を支援する IP（知的財産）金融制度を拡大し、創業企業・スタートアップ等が定着できるよう、これらの企業が保有している特許等の価値評価の結果に応じて、IP 金融規模を決めて支援している。

したがって、企業の特許等に対する価値評価は、専門性が検証されて制度的な基準の適用を受ける国家公認資格者により遂行される必要がある。

現在の弁理士は、「弁理士法」第2条に基づいて特許等に対する権利の源泉性・安定性、侵害及び回避設計の可能性等の法律的な分析とその権利に関連する技術の優越性、革新性、差別性、拡張性等の産業財産権における最近の動向把握及び特許ポートフォリオの分析を通じて、特許等の鑑定している。

また、「特許法」第128条の2に基づいて弁理士は、特許等の侵害訴訟において損害額を鑑定する専門鑑定人として出席しており、国税庁は国税法令情報システムを通じて「相続税及び贈与税法の施行令」第59条に基づいて無体財産権である特許権を評価するに当たり、特許法人は、同法の施行規則第19条第4項に基づく専門家であると明確にしている。

第四次産業革命時代に合わせて弁理士は、産業財産権の価値評価・鑑定の専門家としての法律に基づき、政府から認められた業務を遂行している。しかし、現行の弁理士法第2条は1961年に制定されて以来改正されることなく、60年間、特許庁又は法院における特許等の関連事項に対する代理及びその事項に関する鑑定とその他の事務により維持されてきている。

そこで、弁理士が現在遂行している上記の業務を「弁理士法」に反映し、業務に関連する規定を最新化・具体化しようとするものである（案第2条、第2条の2及び第2条の3）

法律第 号

## 弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第2条を次のようにする。

第2条（業務）弁理士は、次の各号の業務を遂行することを業とする。

1. 特許庁又は法院に対し、特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項の代理
2. 特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項の鑑定（産業財産権の経済的価値を価額・等級又は点数等で評価することを含む）とその他の事務

第2条の2を次のように新設する。

第2条の2（産業財産権の出資特例）産業財産権を企業に現物出資しようとする者が弁理士の評価を受けた場合、その評価の内容は、「商法」第299条の2又は第422条により公認された鑑定人が鑑定したものと見做す。

第2条の3を次のように新設する。

第2条の3（相続又は贈与の際に産業財産権の評価に対する特例）相続又は贈与の際に産業財産権の評価を受けようとする者が弁理士の評価を受けた場合、その評価の内容は、「相続税及び贈与税法」第60条より公信力のある鑑定機関が鑑定したものと見做す。

## 附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1-2 発明振興法施行令の一部改正令（案）再立法予告（特許庁公告第2021-233号）

議案情報システム（2021.9.24.）

### 特許庁公告第2021-233号

「発明振興法施行令」を改正するに当たり、その理由と主要内容を国民に事前にお知らせし、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条の規定に基づき、次のとおり公告します。

2021年9月24日

特許庁長

## 「発明振興法施行令」の一部改正令（案）再立法予告

### 1. 改正理由

公共研究機関が職務発明に対する権利を放棄する場合、潜在性のある特許が死蔵される問題があり、それを従業員に通知して、譲り受けることができるようにする等の内容に「発明振興法」が改正（法律第 18094 号、2021 年 4 月 20 日公布、10 月 21 日施行）され、公共研究機関が職務発明に対する権利を放棄することで従業員に通知をしなければならない時期及び従業員が職務発明の承継可否を知らせる期間等、施行令に委任した内容を規定する。それと共に、産業財産権診断機関の指定及び指定取消業務の効率化のために韓国特許戦略開発院に委託して実施するための根拠を設けようとするものである。

### 2. 主要内容

イ. 公共研究機関が公共の利益のために職務発明に対する権利を放棄する必要があると認める場合を具体化（案第 7 条の 3 新設）

- 1) 改正法は、従業員等に権利を譲渡せず、公共研究機関が公共の利益のために特別に職務発明に対する権利を放棄する必要があると認める場合、公益上必要及び譲渡可否決定の手続きと方法を施行令で定めるように委任
- 2) 公共研究機関の長は、公共の利益のために特別に職務発明に対する権利を放棄する必要がある、その権利を従業員等に譲渡しようとしなければない場合には、発明振興法第 17 条に基づき職務発明審議委員会の審議を経なければならない。

ロ. 公共研究機関が職務発明に対する権利を放棄する際に、従業員等に通知しなければならない期間を権利の進行段階別に具体化（案第 7 条の 4 新設）

- 1) 改正法は、職務発明に対する権利を放棄しようとする公共研究機関の長が従業員等にその事実を通知しなければならない期間を施行令で定めるように委任
- 2) 公共研究機関が職務発明に対する権利を放棄する場合、従業員等に職務発明を承継した日を基準として、6 ヶ月になる日から 6 ヶ月以内に通知するように規定し、公共研究機関が承継した日から 6 ヶ月以内に特許などを出願した場合に対し通知期間を別途で規定
- 3) 「特許協力条約」第 3 条による国際出願後、同条約第 39 条第 1 項に基づいて選択官庁に対する国際出願の写本と所定の翻訳文を提出しなければならない期間の最終日から逆算して 2 ヶ月になる日まで通知するように規定し、その他、国内又は国外で特許等を出願した場合、「工業所有権の保護に関するパリ条約」第 4 条により、優先権を持つ期間の最終日から逆算して 2 ヶ月になる日と規定
- 4) 特許等を出願を特許査定又は登録査定になる前に放棄した場合、出願審査の請求ができる期間の最終日から逆算して 2 ヶ月になる日と規定（デザイン登録出願の適用は除外）

- 5) 特許等に対する特許査定又は登録査定後に設定登録を放棄しようとする場合、特許料等の納付期間の最終日から逆算して2ヶ月になる日と規定
  - 6) 登録された特許権等を放棄しようとする場合、次の特許料等の納付期間の最終日から逆算して2ヶ月になる日と規定し、通知しなければならない期間を明確にする
- ハ. 公共研究機関による権利放棄の通知を受けた従業員等が職務発明の承継意思を通知しなければならない期間を規定（案第7条の5新設）
- 1) 改正法は、従業員等が職務発明に対する権利を譲り受ける意思を公共研究機関の長に通知しなければならない期間を施行令で定めるように委任
  - 2) 従業員等は、職務発明に対する権利放棄の通知を受けた日から1ヶ月以内に権利を譲り受ける意思を公共研究機関の長に文書で通知しなければならない
- 二. 韓国特許戦略開発院に産業財産権診断機関の指定及び指定取消に関する業務を委託する根拠を新設（案第27条第3項新設）
- 1) 発明及び産業財産権に対する総合的な動向調査と分析を実施する産業財産権診断機関が大幅に拡大されたことにより、書類審査、運営実態点検等の管理・監督の業務量が増大し、産業財産権診断機関の指定及び指定取消業務を委託する必要がある
  - 2) 2020年までは唯一の産業財産権診断機関であり、診断機関の業務に対する専門性を持っている韓国特許戦略開発院に、産業財産権診断機関の指定及び指定取消、業務の停止に伴う業務を委託することで、業務の効率化を図る

### 3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2021年9月30日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通じて、オンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際に理由を明示）

ロ. 姓名（機関・団体の場合、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

－ 一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1806 号（郵便番号：35208）

－ 電子郵便：jylee601@korea.kr

－ ファックス：042-472-1406

### 4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁のウェブサイト ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)) の「立法予告」を参考するか、又は産業財産政策課（電話：042-481-5154、ファックス：042-472-3464）にお問い合わせください。

1-3 出願人による過ちの救済および知的財産権獲得の機会を拡大するための、特許法・商標法・デザイン保護法の改正案が国会本会議を通過

韓国特許庁 (2021. 9. 30.)

1. 共通：拒絶査定不服審判における請求期間の延長（30日→3ヵ月）、書類の未提出・手数料の滞納などにより消滅された権利の回復要件を緩和（責任を負うことができない事由→正当な事由）など
2. 特許：拒絶査定不服審判において拒絶査定が維持（棄却審決）されても登録可能な部分のみを区分して出願する分離出願制度の新設など
3. 商標・デザイン：審査官の職権による再審査制度の導入など

韓国特許庁は、知的財産権（知財権）基盤が弱い個人、中小企業による過ちを積極的に救済し、権利獲得の機会を最大限保障するための特許法・商標法・デザイン保護法の一部改正案（ソン・ガブソク議員の代表発議）が9月29日（水曜）に国会本会議を通過（※）したと発表した。

※10月中に改正法律案を公布する予定→公布後6ヵ月が経過した日から施行

\* 特許・商標・デザイン共通：まず、拒絶査定不服審判の請求期間を現行の30日から3ヵ月に伸ばすことで、審判に対する十分な準備期間を提供（※）し、不必要な期間の延長（※※）を最小限に抑えることができるようになる。

※主要国における特許拒絶査定不服審判の請求期間：米国・日本・中国は3ヵ月、韓国は30日

※※特許拒絶査定不服審判における期間延長の割合（2020年）：32.1%（643件/2,001件）、期間延長費用：1回2万ウォン（5回以上24万ウォン）

また、書類の提出、手数料の納付などの期間が経過して権利が消滅された場合、権利回復の要件を「責任を負うことができない事由」から「正当な事由」に緩和した。例えば、新型コロナウイルスにより突然入院して手続きを進められなかった場合などは、これから救済することができるようになる。

これに加えて、先出願に優先権主張ができるものがあれば、先出願に対する分割出願を行う際にも優先権を自動的に認められ、優先権主張の欠落（※）などの過ちにより出願が拒絶されることを防止できるようになる。

※分割出願の際に優先権主張を欠落した特許出願は、年平均 137 件（2016～2020 年平均）

\* 特許：現在は、拒絶査定不服審判が行われると、一部は登録できるが特許全体が拒絶されるため、登録可能な請求項があっても、特許を受けることができなかった。しかし、改正案では、審判で拒絶決定が維持（棄却審決）されても登録可能な請求項のみ区分して出願する分離出願制度を新たに導入することで、出願人の権利獲得の機会を拡大した。

また、特許査定の後も、市場の状況に合わせて発明が改良された場合、改良発明を追加して、国内における優先権主張の出願が可能になる。

\* 商標・デザイン：登録査定された商標・デザイン登録出願が設定登録される前に審査官が明らかな拒絶理由を発見した場合、登録査定を取り消し、職権で再審査できるようにして無効事由がある不良権利の発生を事前に遮断することで、紛争余地を事前に防止することができる。

また、デザイン登録拒絶査定に対応して「再審査請求時」に補正書を提出しなければならなかったが、それが「再審査請求期間内」に拡大される。

特許庁長は、「コロナ禍にも関わらず、2020年に引き続き、2021年も知財権出願の増加傾向（※）が続いている」とし、「知財権を通じて、危機を乗り越えようとする取り組みが続いている状況で、今回の改正は、知財権の基盤が弱い個人、中小企業に大きな助けになると期待している」と述べた。

※知財権（特許・商標・デザイン）の出願動向（毎年8月）：（2019年）32万4,244件 → （2020年）34万2,003件（5.5%増） → （2021年）37万8,509件（11%増）

#### 「添付1」特許法・商標法・デザイン保護法一部改正案の説明資料

ソン・ガブソク議員代表発議の議案番号 2104891（特許）、2104893（商標）、2104892（デザイン）

※実用新案法は特許法附則の改正により特許法の改正事項が全て反映されることになる。

「特許法・商標法・デザイン保護法改正案の概要」

1. 出願人の権利回復要件の緩和

- ・手続きの無効処分取消および商標権の回復要件を「責任を負うことができない事由」から「正当な事由」に緩和して権利救済

※例) 正当な理由：持病による入院、手数料口座振替のエラーなど

2. 特許・商標・デザイン：分割出願における優先権主張の自動認定制度の導入

- ・先出願に優先権主張があれば、先出願における分割出願の際にも自動的に認められるようになり、優先権主張の欠落による拒絶を防止

3. 特許・商標・デザイン：拒絶査定などに対する審判請求期間（再審査請求期間）の延長（30日→3ヵ月）など

- ・期間延長：十分な準備期間を提供し、不必要な期間の延長を最小限にする。
- ・特許における再審査請求対象の拡大：登録査定の後にも明細書などを修正して、再審査請求が可能

4. 特許・商標・デザイン：権利移転に伴う共有者の通常実施（使用）権を保護

- ・共有者の特許権などを分割請求（競売）した場合、持分が喪失された残りの共有者に通常実施（使用）権を付与して継続中の事業を保護する。
- ・質権設定前の商標を使用している場合、競売などにより商標権が移転されても商標権者に通常使用権を付与する。（特許、デザイン法には既に導入）

5. 特許：分離出願制度の導入

- ・拒絶査定不服審判の棄却審決（拒絶査定を維持）を受けた後も、出願で拒絶されなかった請求項のみを分離して出願することができる制度の導入

6. 特許：特許法上の国内で優先権主張ができる出願対象を拡大

- ・登録査定の後も、その特許出願における改良・追加発明を優先権主張により新たに出願し、特許を受けることができるように対象拡大

7. 商標・デザイン：商標登録査定以降の職権による再審査

- ・登録料納付までに明らかな拒絶理由を発見した場合、職権により再審査（特許法には既に導入）

8. デザイン：再審査請求時における補正機会の拡大

- ・補正機会の拡大：再審査請求に基づく出願の補正は、再審査請求期間までに拡大



9. デザイン：法人の清算手続きの進行に伴うデザイン権の消滅

- ・法人の清算終結登記日まで移転登録をしていない場合、登記日の翌日に消滅

「添付 2」特許法改正案における分離出願制度導入の概要

\* 導入の背景：特許可能な出願発明に特許取得機会を拡大して与える

- ・一部の請求項が特許可能（※）であっても、審判段階において全体請求項のいずれか一つでも棄却（拒絶維持）されると、全体の請求項（発明）が特許拒絶される。

※拒絶査定件のうち、一部の請求項のみを拒絶した件の割合（5年平均）：9.1%  
(4,407件/4万8,232件)

- ・出願人は、このような限界を克服するために拒絶査定不服審判を請求する際に、相当な件数（※）を審判請求とは別に分割出願として追加で提出

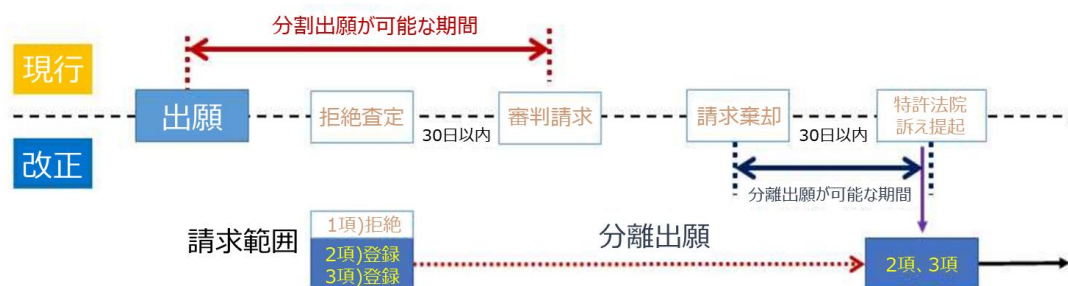
※拒絶不服審判の請求（3,821件/年、2016～2020年）時に分割出願（1,561件/年、2016～2020年）の利用率：40.8%

→審判と同時に、分割出願が乱用されることを防止し、審判段階の後でも出願人の権利を獲得できる機会を与えられる。

\* 分離出願導入の概要：分割対象、期間および制限事項（原出願、派生出願の要件）などの分割出願との違いがあり、分離出願の用語・条文を新たに導入

- (1) 時期：分割-審査進行中、分離-審判終結してから法院に訴え提起をする前まで
- (2) 範囲：分割-原出願の全範囲以内、分離-拒絶査定されていない請求項
- (3) 制限：請求範囲の猶予、外国語出願の不許および新たな分割・分離・変更派生されることを禁止

「分割出願と分離出願の比較」



「参考」主要国における分離出願関連制度の運営現況

区分	米国	欧州（ドイツ）	日本
審判で分割可能かどうか	審決後も分割可能	・欧州：1 審 審判（Appeal Board）のみ分割可能 ・ドイツ：特許法院、大法院全て分割可能	審判院で分割不可能 * 韓国の分割出願と同一

関係機関の動き

2-1 韓-欧州審判院、オンラインプラットフォーム上の商標使用に関する紛争処理基準について議論

韓国産業通商資源部（2021. 9. 16.）

韓国特許審判院は、9月16日（木曜）16時に欧州（EU）商標審判院と商標審判協力会議を開催し、オンラインプラットフォームの活性化など、急速に変化している市場構造に対応するための商標審判の主要懸案及び政策方向について議論を行った。

2019年から毎年開催している韓-欧州商標審判協力会議は、両機関の主要制度及び審決例、統計などを共有し、当面の懸案に対する協力案を議論する場として活用されてきた。

非対面テレビ会議の方式で開催した今回の会議では、商標審判におけるオンライン証拠処理案、商標認知度調査の活用案、不正目的により出願された商標の紛争処理案などについて、両機関の院長が直接参加して議論を行い、関連制度と主要事例を中心に発表と討論を兼ねた形式で行われた。

最初のセッションでは、電子商取引、オンラインマーケティングの活性化などにより増々増えているオンライン上における商標使用の認定範囲及び要件などについて議論を行い、今後市場の変化に応じて相互持続的な議論と協力が必要だということを再確認した。

特に、このセッションでは、新型コロナウイルス以降の全世界的な非対面消費トレンドと K ブランドの躍進などにより高まった韓国企業のグローバル E コマース市場に対する関心を反映し、韓国企業から事前に質問を受けて欧州商標審判院に伝え、これに対する回答を聞く時間も設けた。

商標認知度調査と関連した議論では、両機関における認知度調査の活用方法などについて議論を行い、最後に「不正目的による商標」関連紛争を処理する両機関の制度と直近の審決例などを共有した。

会議と関連する資料は、9月17日(金曜)から特許審判院ウェブサイト([www.kipo.go.kr/ipt](http://www.kipo.go.kr/ipt))の「審判研究資料」コーナーで確認することができる。

## 2-2 「2021 女性発明王 EXPO」、9月28日にオンライン開催

韓国特許庁 (2021.9.27.)

### 全世界における女性の発明品が一堂に

韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する世界最大の女性発明祭り「2021 女性発明王 EXPO」が9月28日(火曜)午後2時からオンラインで開催される。

※開会式は「2021 女性発明王 EXPO」のウェブサイト ([www.kiwie.net](http://www.kiwie.net)) や YouTube 「女性発明王 EXPO」で中継され、リアルタイムで視聴していることを投稿するか、またはオンラインイベントに参加すると景品がもらえる。

女性発明王 EXPO は、世界の女性が発明した優秀な発明品を授賞・展示する「世界女性発明大会 (第14回)」と韓国の女性発明者・企業人の発明を展示・広報する「女性発明博覧会 (第21回)」の統合行事である。

2021年の行事は、「希望は続く! (Hope goes on!)」というテーマで、女性の発明者・企業人の士気高揚および製品の広報と市場への参入など、製品の販路開拓を支援することに重点を置いている。

17 カ国の女性発明者によって発明された、利便性、創造性が優れている発明品は、3次元仮想現実オンライン展示館で見ることができる。オンライン展示館は、テーマ別に6つの展示館（食品/生活館、健康/雑貨館、デジタル/産業館、海外管、発明体験ショー、生活発明管）で構成されている。

2021年「世界女性発明大会（第14回）」には、17カ国の女性発明者による発明品274点が出品され、「女性発明博覧会（第21回）」には、2020年より約67%増えた韓国の217社が参加した。

世界女性発明大会の大賞は韓国のMika Medicalの代表が発明した「連続針なしの注射システム」が受賞した。この発明は、従来の注射器に比べて、使いやすく投薬の痛みもないものであるという、繊細なアイデアが注目されている。

大賞を受賞したMika Medicalの代表は、「針のある注射器は100年以上の歴史を持つ医療機器であるが、針のない注射器は韓国で開発されてまだ10年も経っていない」とし、「これから安全かつ便利に使用できる針のない注射器の新しい100年歴史を築いていきたい」と抱負を明らかにした。

特許庁の産業財産政策局長は「女性発明者・企業人が経済活動の危機を乗り越えることができるように支援する趣旨で行われる今回の行事を通じて、女性発明品の優秀性と利便性が、さらに広く知られることを期待している」とし、「特許庁は、韓国の女性が知的財産をもとに、デジタルトランスフォーメーション時代で成功した企業人として成長していけるよう、持続的に支援していく」と述べた。

一方、行事に関連する詳細については、「2021女性発明王 EXPO」のウェブサイト（[www.kiwie.net](http://www.kiwie.net)）で確認することができる。

### 2-3 知的財産に投資するクラウドファンディングの第2号商品を発売

韓国特許庁（2021.9.27.）

韓国特許庁は、個人が知的財産（Intellectual Property、IP）に投資するクラウドファンディングの商品第2号が9月28日（火曜）に韓国のクラウドファンディング（※）プラットフォームであるWadizにて発売されると発表した。

※資金需要者がオンラインプラットフォームを利用して多数の大衆（クラウド）から資金を募集する方式

「知的財産金融投資」の商品とは、特許権などの知的財産そのものに直接投資することでライセンス、売却など、さまざまな方法により収益を得る投資商品である。

今回の商品は、ディスク記憶媒体（Blue-Ray）の標準特許に投資する商品であり、国際標準特許の管理機関から特許使用料の収益を受け取り投資者に配分する仕組みである。

2020年7月に発売されたIPクラウドファンディング商品の第1号は、高効率ビデオコーディング（HEVC）に投資する商品で、1年間の投資機関に10%の利益を投資者に返還した。

特許庁は、2020年7月に「知的財産金融投資の活性化推進戦略」を発表した。

それにより、さまざまなIP金融投資商品の発売を支援しており、クラウドファンディング・プラットフォーム（Wadiz）と特許管理専門会社（ID社）との協業を通じて、知的財産クラウドファンディング商品の第2号まで発売することができるようになった。

さらに、特許庁はIPの投資の迎え水の役割を果たすために、ファンド・オブ・ファンズを通じて知的財産に直接投資するファンドを、2020年に407億ウォン規模で造成しており、2021年は500億ウォンの規模で造成中である。

特許庁の産業財産政策局長は、「今回の商品は、個人が特許などの知的財産に投資することができる商品であり、このような商品が引き続き発売されるということは肯定的である」とし、「民間が知的財産に投資できるチャンスを増やしていくよう、これからも持続的に努力する予定である」と述べた。

#### 2-4 技術覇権時代、政府の対応方向を確立するための国会政策討論会を開催

韓国特許庁（2021.9.28.）

国会産業通商支援中小ベンチャー委員会の

イ・ハクヨン委員長-韓国特許庁の共催（2021年9月29日）、オンライン開催

韓国特許庁は、9月29日（水曜）午前9時、63ビル（ソウル汝矣島）で、国会産業通商支援中小ベンチャー委員会のイ・ハクヨン委員長と「技術覇権時代、政府の対応方向を確立するための国会政策討論会」（以下、「討論会」）を共催（オンライン）すると発表した。

この討論会は、技術覇権競争、グローバル供給網の再編、デジタル転換など、急変する国際政策環境の変化の中、韓国が技術競争で優位を占めるように、政府の政策方向と対応戦略について専門家と意見を交換し、深く議論するために開催された。

韓東大学国際地域学科のキム・チュンヒョン教授の「国際技術覇権競争と今後の展望」に対する基調講演を皮切りに、龍仁大学中国学科のパク・スンチャン教授の「中国の技術覇権戦略」、対外経済政策研究院のカン・クサン副研究委員の「米国の技術覇権戦略」、韓国外国語大学のカン・ユドク教授の「欧州の技術覇権戦略」に対する主題発表が次々に行われる。

基調講演と主題発表の次は、「技術覇権時代、政府の対応方向」をテーマにパネルディスカッションが行われる。パネルディスカッションでは、韓国経済新聞 AI 経済研究所のアン・ヒョンシル所長を座長に、科学技術政策研究院のパク・ファンイルグローバル革新戦略研究本部長、ソウル大学政治外交学部のカム・サンベ教授、産業研究院のカム・トンス前任研究委員がパネラーとして参加する。

基調講演では、韓東大学のキム・チュンヒョン教授が、中国の浮上に対する米国の認識、既存の秩序と米国のリーダーシップを維持させるための対応措置、中国の技術崛起および外部牽制に対する認識や対応などについて紹介する。また、米中技術覇権競争の含意と韓国外交の挑戦と課題を提示する。

最初の発題では、龍仁大学中国学科のパク・スンチャン教授が、中国の革新経済の成長と発展、中国から見た米中覇権競争、双循環戦略、サイバー空間の一带一路などを紹介する。第二番目の発題では、対外経済政策研究院のカン・クサン副研究委員が、バイデン政府の政策の基調、米国の雇用計画、供給網検討に対する指示と後続措置、技術覇権関連立法などについて説明する。第三番目の発題では、韓国外国語大学のカン・ユドク教授が、欧州における技術・産業の競争力、米中競争に対する EU の見方、EU の技術革新戦略について紹介する。

イ・ハクヨン国会議員は開会挨拶で、「韓国が新産業の先導国として飛躍するためには、先端技術と知的財産を先制的に確保し強力で保護すべきである」とし、「国会でも、企業間に技術を奪い取る悪習を断ち切らせることをはじめ、海外流出・侵害から韓国の技術と知的財産が十分に保護されるように、法制整備に努力する」と述べた。

韓国特許庁長は歓迎挨拶で、「世界各国は、「産業政策のルネサンス」と言うほど、先端技術の開発、供給網の再建などのために積極的な産業政策を展開している」とし、「韓国政

府も未来革新技術の先占、開発された技術の保護、デジタル転換への対応のために全方位的に努力を傾ける」と述べた。

一方、このセミナーは、新型コロナウイルスにより、必要人数のみが参加し、韓国特許庁の公式ユーチューブ (<https://www.youtube.com/user/kipoworld>) を通じてオンラインによる生中継で開催した。

## 2-5 韓国特許庁、行政安全部主管の「第4回革新現場のリレー」を開催

韓国特許庁 (2021.9.28.)

### 企業専門家に特許庁の組織文化の革新方案を聞く

韓国特許庁と行政安全部は、9月28日(火曜)15時、特許庁の主な革新成果を共有し、企業の組織文化の専門家を招聘して特許庁の組織文化の診断とその解決策を議論するために、「第4回革新現場のリレー」を政府大田庁舎(大田西区)の特許庁で開催する。

韓国特許庁は、2020年の政府革新優秀機関であり、政府部処で推進している「組織文化と働き方の改善」をテーマにイベントを開催する。

主要内容としては、(1)2021年韓国特許庁の主な革新事例の紹介、(2)韓国特許庁の組織文化の革新方案と診断結果の発表、(3)企業専門家からの民間組織文化の革新事例の紹介と参加者ディスカッションなどがある。

このイベントは、新型コロナウイルス禍による距離確保の指針を遵守して、現場には発表者やディスカッション参加者などの少人数のみ参加し、各機関からの参加者はオンラインによる非対面で参加する。

まず、韓国特許庁が推進している主要革新事例としては、(1)第四次産業革命の技術特許に対する3人協議審査、(2)特許・営業秘密・デザイン侵害を調査する技術警察と検警間における協業、(3)人工知能を利用した特許ビッグデータの分析方法について紹介する。

・(3人協議審査)第四次産業革命の高難度技術や融合技術を単独審査官ではなく審査官3人が協議審査することで、専門性と公正性を高め、単独審査官の審査権限を分散させた革新事例

・(韓国特許庁の技術警察と検警間における協業) 特許・営業秘密・デザインにおいて専門性を持った韓国特許庁の技術警察が、調査専門性を保有した検警と協業することで、技術奪取・侵害を効果的に予防および調査するという、働き方の改善事例

・(人工知能を利用した特許ビッグデータの分析) 膨大な技術情報を含む特許文献ビッグデータを人工知能で分析し、産業別に危機信号を感知および有望技術を導出する革新事例

続いて、「組織文化および働き方の改善」のために韓国特許庁が推進している革新活動と、これによる職員の認識変化について発表し、民間専門家、韓国特許庁の MZ 世代の公務員、各機関の革新担当公務員がこれについてディスカッションを行う。

韓国特許庁は、審査官協議体などの革新集団への支援、在宅勤務の活性化など、様々な革新活動について紹介し、組織文化においては、管理者のリーダーシップ、オープンコミュニケーション、管理者と職員間の信頼などが重要だと強調した。

このような革新活動を通じて韓国特許庁の職員の組織文化への認識が肯定的に変化したというアンケート結果についても発表する。

今回のディスカッションは、民間企業からの現役組織文化担当者と MZ 世代の公務員などが参加し、若い世代のアイデアと民間で推進している組織文化革新方案を公務員組織に導入できるかについても議論する。

MZ 世代の公務員は、組織文化において改善が必要な点として世代間のコミュニケーションについて言及し、コミュニケーションのためのキャンペーン活動および機関長との会話など、様々なコミュニケーション方案について意見を提示した。

民間企業の組織文化担当者は、自由なコミュニケーションと協業のための制度として、水平的呼称、フリーアドレスなどを言及し、ディスカッション参加者はこのような試みが公職にも適用できるかについて質疑応答を行う。

行政安全部の政府革新組織室長は、「より良い組織、より良い対国民サービスはすべて、お互いに様々な声をより多く聞いて理解しようとする努力が基本となる」とし、「持続的な政府革新を通じて、MZ 世代の公務員と旧世代の公務員は、国民と政府が様々な方法で自由にコミュニケーションできる文化を作っていく」と述べた。



特許庁長は、「政府革新は良い職場と効率的な仕事のために必要な方案でもあるが、最終的には国民により良いサービスを提供するための方案でもある」とし、「本日のディスカッションを通じて、民間の新しい視点で提示された問題解決策をうまく反映させ、不合理な慣行を捨てて、持続的に働き方を改善していく組織として変わらなければならない」と強調した。

また、「これからも『革新現場のリレー』イベントを通じて、公職文化革新の試みが絶えず続くことを期待する」と述べた。

## 2-6 特許庁、アイデアと知的財産で武装した未来の産業人材を育成

韓国特許庁 (2021. 9. 29.)

### 2022 年職業系高校の発明・知的財産教育に新たに参加する学校を募集

韓国特許庁は、職業系高校生の創造性を増進し、知的財産に対する素養の強化するために、「職業系高校の発明・知的財産教育支援事業（教科開設支援事業）」に参加する学校を募集する。

本事業は、知的財産に強い産業技術人材を育成するため、選定された学校に発明・知的財産の教育課程の編成（2 単位以上）、教科運営に関連するコンサルティング、企業と連携した発明教育プログラムの運営、発明サークルの運営および各種発明・創造性大会への参加、学生のアイデアの高度化・知的財産権の出願支援などを提供する計画である。

今回の事業では、職業系高校の 5 校を募集する予定であり、参加を希望する学校は、9 月 29 日（水曜）から 11 月 5 日（金曜）までに申込書と事業計画書を作成し、郵便や電子郵便で提出すればよい。

- ・事業計画書フォーム：特許庁（<http://www.kipo.go.kr>）、韓国発明振興会（<http://www.kipa.org>）のウェブサイトからダウンロード
- ・提出先：韓国発明振興会の創意発明研究室
- \*住所：(06133) ソウル特別市江南区テヘラン路 131 韓国知識財産センター17 階
- \* E-mail：charm@kipa.org

一方、特許庁では、職業系高校の発明・知的財産における専門性を強化するために、2008 年から職業系高校の発明・知的財産教育を運営してきた。

その結果、発明・知的財産教育を経験した学生は、知的財産権の出願 5,419 件、産学協力による就職連携 1,301 人、技術移転 13 件、アイデアを活用した創業 27 件など、注目すべき成果をあげている。

それ以外にも、現場で発明教育を直接体験した学生と教師、学生の保護者はいずれも学生が発明教育を通じて創造的で主導的な人材に成長することができたとし、高い満足度を示している。

特許庁の産業財産政策局長は、「未来社会には高い技術熟練度だけでなく、創造的な問題解決能力と協力・コミュニケーション能力を保有している人材が求められるが、多くの職業系高校の学生が発明・知的財産教育を受けることにより、このような主要な能力を習得し、創造的かつ革新的な人材に成長できることを期待している」と述べた。

詳細な選定日程および内容は、特許庁 ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)) と韓国発明振興会 ([www.kipa.org](http://www.kipa.org)、[www.ip-edu.net](http://www.ip-edu.net)) のウェブサイトを通じて確認することができる。

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン（意匠）、商標動向

#### 4-1 コロナから逃げて外に、キャンプに行きましょう

韓国特許庁（2021.9.23.）

社会的距離を確保する旅行のための、キャンプ用品に関するデザイン出願が  
前年に比べ 54.5%増加

新型コロナウイルスの影響により非対面文化が拡散し、キャンプの人気(※)が高まり、これを受けてキャンプ関連用品のデザイン出願も活発になっている。

※2020年の韓国国内におけるキャンプ市場の規模は、4兆ウォン(出所：キャンプアウトドア振興院)、キャンプの人口は約700万人と予想(出所：韓国貿易統計振興院)

韓国特許庁によると、キャンプ用品のデザイン出願が 2020 年は 221 件で、2019 年の 143 件に比べ約 54.5%増加したと示された。

過去 5 年間、テントが 250 件で最も多く出願され、続いてポールやバックが 145 件、キャンプ用テーブルのような収納用品が 102 件などの順で出願された。

2020 年にデザイン出願されたキャンプ用品別にみると、キャンプ用収納用品、キャンピングカー用品、暖房用品などにおいて出願量の増加率が高かった。

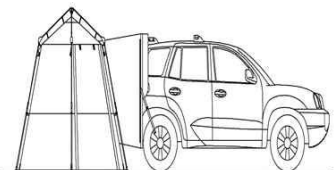
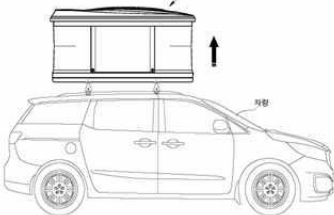

キャンプ用テーブルなど収納用品(11 件→37 件)、キャンピングカー及びキャンピングカー関連用品(9 件→28 件)、キャンプ用火鉢などの暖房用品(17 件→25 件)および日除けのテント(2 件→9 件)などのデザインにおいて出願量の増加率が目立った。

これは、夏に集中していたキャンプ文化が四季利用に変わり、キャンプ用品の増加に伴う収納空間の必要、キャンピングカーの人気などによる影響と分析される。

最近、個人が乗用車で他人との接触を最小化して移動と宿泊を同時に解決し、自然を満喫できる車中泊の人気の高まり、車両にテントを直間接的に設置する車両用テントデザインの出願も順調に増加している。

車両用テントの場合、2017 年 5 件、2018 年 7 件、2019 年 13 件、2020 年 13 件、2021 年 6 月末に 17 件が出願された。

この中でテントを自動車のトランクと連結する車両連結型テントは 35 件、テントを車両の屋根に設置するルーフトップテントは 19 件、テントを自動車トランク内部に設置する車両内部用テントは 1 件が出願された。

車両連結型テント	ルーフトップテント	車両内部用テント
 A line drawing showing a tent structure connected to the side of a vehicle. The tent is supported by a central pole and extends from the vehicle's side.	 A line drawing of a vehicle with a tent mounted on its roof rack. An upward-pointing arrow indicates the tent's position on the roof.	 A photograph of a dark-colored SUV with its rear hatch open, showing a tent structure installed inside the cargo area.

特許庁産業デザイン審査チームの審査官は、「キャンプ用品のデザイン出願が大きく増加したのは、新型コロナウイルスにより海外旅行が制限され、宿泊と食堂の出入りが難しくなった中、家族や親戚と安全が保障される余暇を過ごすためのキャンプが増加したからである」とし、「若者に人気の車中泊と関連したデザイン出願が継続して増加するものと見込まれる」と述べた。

## その他一般

### 5-1 韓国、グローバル・イノベーション指数で世界 5 位、アジア 1 位！

韓国特許庁（2021.9.23.）

上位 20 カ国のうち、最も大幅に順位上昇（10 位→5 位）  
特許出願、電子政府など 9 つの詳細指標で 1 位獲得

韓国産業通商資源部と韓国特許庁は、国連傘下の世界知的所有権機関（WIPO、World Intellectual Property Organization）が 2021 年 9 月 20 日午後 8 時（韓国時間）に発表したグローバル・イノベーション指数（Global Innovation Index）（注 1）で韓国が史上最高の 5 位を占め、アジア地域では、シンガポール、中国、日本などを追い越し、イノベーション大国として飛躍することになったと発表した。

132 カ国を対象に行われた今回の評価では、スイス、スウェーデン、米国、英国が 2020 年に続いて 2021 年も 1 位から 4 位を占め、アジアでは、韓国に続いてシンガポールが 8 位、中国と日本がそれぞれ 12 位、13 位を占めた。

韓国は 2020 年より 5 段階ランクアップ（※）し、上位 20 カ国のうち、イノベーション能力が最も大幅に改善された国として評価された。

※韓国の順位：（2012 年）21 位→（2015 年）14 位→（2018 年）12 位→（2019 年）11 位→（2020 年）10 位→（2021 年）5 位

### 「主な国別の順位、（）は 2020 年の 順位」

区分	スイス	スウェーデン	米国	英国	韓国	シンガポール	ドイツ	中国	日本
順位	1 (1)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	5 (10)	8 (8)	10 (9)	12 (14)	13 (16)

今回、韓国が高い評価を受けた理由について、厳しい国内外の環境の中でも、(1)未来への投資を続けるとともに、(2)これらの投資が無形資産の創出、拡散の活性化に影響を与えたからであると分析している。

韓国はイノベーションインプット 5 項目、イノベーションアウトプット 2 項目からなる合計 7 個の評価項目 (※) の中で、未来に対する投資を評価する人的資本・研究分野において 3 年連続で世界 1 位を占めた。

#### ※評価分野

- ・イノベーションインプット (5 項目) : 制度、人的資本・研究、インフラストラクチャ、市場の洗練度、ビジネスの洗練度
- ・イノベーションアウトプット (2 項目) : 知識と技術の生産、創造的な生産

また、新型コロナウイルスによる状況の中でも韓国国内・外における知的財産権の出願増加 (※) などにより、イノベーション活動を測定するイノベーションアウトプット (2 項目) の評価項目は、2020 年 10 位から 2021 年 5 位に大幅に順位が上がった。

※韓国国内における知的財産権の出願 (2020 年) : 前年度比 9.1%増。

WIPO 国際特許出願 (2020 年) : 前年度比 5.2%増、ドイツを追い越して 11 年ぶりに国際特許出願 4 位を獲得。

81 項目の詳細指標別にみると、韓国は 2020 年より 5 項目多い 9 つの指標 (※) で世界 1 位を占めた。

※世界 1 位の細部指標 : GDP 比特許出願、GDP 比 PCT 出願、GDP 比パテントファミリー (2 カ国以上出願)、GDP 比デザイン出願 (以上、知的財産関連)、人口比研究員数、人口比企業研究員数、政府のオンラインサービス、電子政府のオンラインへ参加、ハイテク輸出の割合

そのうち、知的財産に関連する指標は、GDP 比の特許出願など 4 つの指標を獲得しており、政府のオンラインサービス、ハイテク輸出の割合なども新たに追加された。

一方、9 月 20 日の午後 8 時 (韓国時間) に開催された 2021 年のグローバル・イノベーション指数の発表行事では、韓国をはじめ、今回のグローバル・イノベーション指数において優秀な評価を受けたスイス、スウェーデンなど 6 カ国 (※) の閣僚レベルが、各国のイノベーション政策と経験を共有する時間が設けられた。

※韓国、スイス、スウェーデン、アラブ首長国連邦（UAE）、インド、トルコ

当行事で、韓国の産業通商資源部長官は、映像メッセージを通じて、(1)K-防疫と半導体・二次電池の世界市場シェア 1 位などに例えられる韓国のイノベーションに向けた取り組みと成果、(2)環境にやさしい政策を通じたカーボンニュートラルと D.N.A（※）、ロボット・ドローンなど、未来の有望産業に対する投資拡大などによるデジタルトランスフォーメーションに向けた韓国の計画などを紹介した。そして、国際社会の関心と協力を呼びかけた。

※データ（Data）、ネットワーク（Network）、人工知能（AI）

特許庁長は、「コロナ禍による厳しい状況の中でも、他の国に比べてグローバル・イノベーション指数が上昇することができた主な理由は、危機を乗り越えるための韓国の革新的な努力とそれに伴う成果が高い評価を受けたからであると考えられる」と述べた。

また、「今後も、特許庁は、創造的なアイデアと技術革新の結果である知的財産権を効果的に活用し、保護することができる制度的基盤を構築することで、技術革新と経済発展の好循環が生み出せる環境づくりに取り組んでいきたい」とコメントした。

（注 1）世界知的所有権機関（WIPO）、欧州経営大学院（INSEAD）などが世界中の WIPO 加盟国を対象に、未来の経済発展などの主要な成長エンジンとなるイノベーション能力を測定し、各国の公共政策、または経営戦略の確立などに必要な情報を提供するため、2007 年から開始。

## 5-2 特許技術により週末農園も家の中で

韓国特許庁（2021.9.23.）

### 家庭用人工知能の植物栽培機に関する特許出願が増加

大都市に住むユ・チョムダン氏は植物栽培機を利用して家の中でレタスとルッコラを育てている。近郊で週末農場の耕作や、早朝配送も利用してみたが、欲しいだけの野菜を簡単に食べる方法は植物栽培しかない結論を出した。

新型コロナウイルスにより家の中での肉の消費が増えて野菜をたくさん食べるが、子供たちが食べたい野菜の種カプセルを選んで栽培機に入れ、希望の日付を入力すると適時に食べやすい大きさに育つ。

最近は種カプセル購読サービスも加入し、毎月の初めに翌月の献立に合わせてピザトッピングに使うルーコラ、肉と一緒に野菜などを注文する種カプセルを選ぶ。

韓国特許庁は、家庭用植物栽培機に関連する特許出願が2020年に前年対比34.2%(161件→216件)に急増したと発表した。

これは、新型コロナウイルスの長期化により「家の中の文化」が拡散され、購読経済が急速に成長し、「植物を育てる楽しみ」と「環境を考える合理的な消費」に対する需要が増加して家庭用植物栽培機市場に影響を与えた結果とみている。

最近5年間(2016～2020年)細部技術分野別の出願動向を調べてみると、温湿度、光など「栽培環境を制御する技術」が417件(56.6%)で最も高い割合を占め、2020年に前年に比べ最も高い増加率を見せた分野は「人工知能制御」技術(80%増加)であった。

「栽培環境制御」技術の場合、技術の難易度が相対的に低く、多くの改良出願が行われたものと判断され、「人工知能制御」技術の増加率は、最近第四次産業革命技術の拡散傾向を反映したものと解釈される。

「人工知能制御」技術の主要特許登録事例として、「食べたいときに収穫が可能な栽培速度を自動で制御する技術」、「種カプセルを挿入するだけで該当種の最適栽培条件を自動で認知して制御する技術」などが挙げられる。

最近5年間の出願人分布をみると、上位10位の最多出願人として、企業はLG電子(1位)、グローソリューション(3位)、SKマジック(4位)、株式会社教元(9位)、国家研究機関はKIST(2位)、農村振興庁(5位)が占め、残りは大学、個人が一部含まれている。

出願人の分布をみると、植物栽培機技術開発は企業と国家研究機関がリードしていると判断され、市場の主要事業者として取り上げられているLG電子、SKマジック、株式会社教元が特許技術に基盤して事業化を推進していることが分かった。

特許庁食品生物資源審査課の審査官は、「国内植物栽培機市場は植物栽培機の販売だけではなく、種カプセルの定期的な購買が発生する購読経済の一種であり、持続的な成長が予想されている」とし、「家庭用植物栽培機分野は世界的に特許を寡占し、技術障壁を構築した企業がないものと分析され、海外進出も十分考慮することができ、植物栽培機市場が韓国企業のもう一つの『成功市場』になることを期待する」と述べた。

国際特許出願世界 4 位、国際商標出願 10 位、国際デザイン出願 1 位

韓国特許庁は最近、世界知的財産所有機関 (WIPO) の国際出願統計を分析し、2021 年上半期の知的財産権の国際出願動向を発表した。

特許などの知的財産権は、登録を受けた国でのみ権利行使 (属地主義が原則) が可能であるため、海外進出に死活をかける韓国企業は、海外の知的財産権の迅速な確保が非常に重要である。

国際出願制度は、特許に関する PCT 国際出願、商標に関するマドリッド国際出願、デザインに関するハーグ国際出願があり、一つの出願書を提出すれば、複数の国で同時に出願した効果を付与する制度である。

韓国の上半期における PCT (特許協力条約) 国際特許出願の件数は、計 8,466 件であり、中国 (3 万 1,491 件)、米国 (2 万 9,762 件)、日本 (2 万 5,434 件) に次いで世界第 4 位を占めた。これは、2020 年に初めてドイツを抜いて 4 位になった後、それを維持した記録であり、韓国がグローバル特許大国としての地位を強固にしていることを示す指標として意味深い。

また、マドリッド国際商標出願の件数は計 977 件で、前年同期より約 300 件が増加し 46% という高い増加率を示しており、順位も前年同期比で二段階上昇し、初めて世界 10 位の国に進入することができた。これは韓国が 2010 年 20 位圏内に入った後、10 年ぶりに成し遂げた成果である。このように、グローバル商標出願が急増している理由は、韓国企業の海外進出が拡大するにつれて、商標を国際的に保護するための積極的な取り組みであると解釈される。

最後に、ハーグ国際デザイン出願の件数は、韓国が 1 位 (497 件) を占めたが、韓国は 2016 年から続けて、この分野の 1 位の維持している。

特許庁の国際出願課長は、「韓国の特許、商標、デザインでの活発な国際出願は、新型コロナウイルスによる全世界的な景気低迷にも関わらず、韓国企業がグローバル競争力の強化に向けて、海外の知的財産権を積極的に確保していることを示している」と述べた。



また、「特許庁は、それをサポートするために、国際出願の説明会、地域知識財産センターの教育、国際出願統合ニュースレターの発刊などといった積極的な行政サービスを提供しており、今後も国際出願の重要性を広報するために多角的な努力をしていく計画である」とコメントした。

## 「添付」国際出願の現況

### 1. PCT 国際特許出願

「上位 5 ヶ国における年度別の国際特許出願件数」

区分	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2020 上半期
中国	29,837	43,092	48,903	53,463	59,180	68,764	31,491
米国	57,132	56,593	56,687	56,160	57,454	58,753	29,762
日本	44,053	45,210	48,204	49,704	52,702	50,550	25,434
韓国	14,564	15,555	15,751	16,920	19,074	20,055	8,466
	5 位	5 位	5 位	5 位	5 位	4 位	4 位
ドイツ	18,004	18,308	18,955	19,758	19,346	18,540	8,219

※韓国は 2020 年に初めてドイツを抜いて 4 位を記録した後、2021 年上半期に 4 位を維持

### 2. マドリッド国際商標出願

「韓国における年度別の国際商標出願件数と順位」

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021 上半期
件数	360	472	503	573	661	947	940	1,034	1,286	1,391	1,581	977
順位	18	18	18	18	17	14	15	15	14	13	11	10

※韓国は、2010 年 20 位圏内に入った後、10 年ぶりに 10 位圏内に進入

「前年同期比の国別の国際商標出願件数と順位」

区分	米国	ドイツ	中国	フランス	英国	スイス	日本	イタリア	オーストラリア	韓国
2020	4,586	3,570	3,514	1,773	1,697	1,631	1,429	1,397	1,064	668
上半期	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	12位
2021	6,426	4,016	2,470	2,457	2,079	1,894	1,476	1,433	1,271	977
上半期	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
増減率	40.1	12.5	△29.7	38.6	22.5	16.1	3.3	2.6	19.5	46.2

※韓国は、国際商標出願国のうち高い出願増加率（約46%）を示し、二段階上昇

3. ハーグ国際デザイン出願

「年度別における国際デザインの出願件数」

区分	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021 上半期
韓国	531	1,270	1,019	922	1,176	1,146	497
ドイツ	659	739	721	713	776	703	388
スイス	738	694	676	648	600	530	316
米国	255	380	402	371	418	530	276
日本	131	349	352	401	400	408	185
フランス	388	409	399	467	466	400	296

\*韓国は2016年から国際デザイン出願件数1位を維持

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム